

# 子育て支援グループ ちゃぷちゃぷ 規約

(名称)

第1条 この会は、「子育て支援グループ ちゃぷちゃぷ」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、仙台市宮城野区安養寺2丁目16-24に置く。

(目的)

第3条 この会は、さまざまな親子あそびを通じて親子のふれあいを深めるとともに、親同士の交流の手助けを行うことにより、子育ての支援に資することを目的とする。

(活動内容)

第4条 前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 人形劇等の上演
- (2) 乳幼児向けの合唱及び楽器演奏
- (3) 親子が共に行う体操、遊戯等の演技および指導
- (4) 親子が共に行う工作の実演および指導
- (5) 託児
- (6) その他前条に掲げる目的の達成に必要な活動

(構成)

第5条 この会は、正会員及びこの会の目的に賛同する賛助会員(以下、「会員」という。)により構成する。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1人
- (2) 総務 1人
- (3) 会計 1人

(選任等)

第8条 役員は、総会において選任する。

(職務)

第9条

- 1 代表は、この会を代表し、その業務を総理する。
- 2 総務は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

(任期等)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第11条 総会は、正会員により構成し、通常総会および臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 3 臨時総会は、次に該当する場合、開催する。
  - ①役員会が必要と認めたとき
  - ②正会員の3分の1以上が必要と認め、招集の決議をしたとき。
- 4 総会は、代表が招集する。
- 5 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1)規約の変更
  - (2)解散又は合併
  - (3)事業計画及び収支予算の決定及びその変更
  - (4)事業報告及び収支報告の承認
  - (5)役員を選任又は解任
  - (6)その他会の運営に関する重要事項
- 6 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
- 7 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない
- 8 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第12条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 役員会は、代表が招集する。
- 4 役員会の議長は、代表がこれに当たる。

(資産の構成)

第13条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業年度)

第14条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第15条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

附則 この会則は、平成19年10月1日より施行する。